

様式第 1 号（第 4 条関係）

泉崎村空き家・空き地バンク物件登録申込書

年 月 日

泉崎村長

（申込者）住所

氏名

㊞

電話

泉崎村空き家・空き地バンク設置要綱第 4 条第 1 項の規定により、泉崎村空き家・空き地バンク登録カードを添えて登録を申し込みます。

なお、泉崎村空き家・空き地バンクへの登録にあたり、下記の事項について同意します。

記

- 契約交渉の全てについて、物件登録者・利用登録者・協力事業者（仲介を依頼した場合のみ）間で解決にあたり、村には責任を追及しないこと。
- 宅地建物取引事業者に仲介を依頼した場合、仲介に係る費用については、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 46 条第 1 項の規定に基づく額の範囲で支払うこと。
- 申込者又は申込者が属する世帯の世帯員が暴力団員であるか否かを確認するために関係機関の意見を聴くこと。
- 物件情報を確認及び登録をするため、現地調査や登記簿調査、村税の納税状況調査、家屋台帳、固定資産税課税台帳等の閲覧を泉崎村が行うこと
- 泉崎村空き家・空き地バンク登録カード（様式第 2 号）に記載されている事項のうち、所有者等が特定されるもの及び空き家等の詳細な位置等の情報を除いて、インターネット等を利用して公開すること。
- 泉崎村空き家・空き地バンクに関する媒介等の契約交渉については、全て村と協定を締結した公益社団法人福島県宅地建物取引業協会が行うこと。
- 法令及び泉崎村空き家・空き地バンク設置要綱を遵守すること。
- 泉崎村空き家・空き地バンク登録カードに記載した所在地の給水装置にかかる給水

装置工事竣工台帳の閲覧及び写しの交付に関する一切の権限を、村と協定を締結した公益社団法人福島県宅地建物取引業協会に委任します。

- 泉崎村空き家・空き地バンク登録カードに記載した所在地の下水道管の接続の確認及び受益者負担金の支払い状況等に関する一切の権限を、村と協定を締結した公益社団法人福島県宅地建物取引業協会に委任します。
  
- 村が利用登録者から交渉申込みがあった場合において、空き家等の所有者等情報、詳細な位置等の情報を利用登録者及び協力事業者（公益社団法人福島県宅地建物取引業協会加盟事業者）へ提供すること。
  
- 利用登録者の情報を適正に利用し、決して他の目的のために利用しないこと。